

## 生活環境保全条例に基づく規制の現状、課題及びあり方検討について【水質分野】

大阪府は、工場・事業場による深刻な大気汚染や水質汚濁などの公害問題に対処するため、昭和46年に「大阪府公害防止条例」を制定し、平成6年には、自動車排出ガスや生活排水に起因する都市・生活型公害など生活環境全般の保全にも対応するため、「大阪府公害防止条例」を全面的に見直し「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「生活環境保全条例」という。）を制定し、規制等により施策を推進してきた。また、これまで、表1のとおり、関係法令の改正に対応するため、その都度条例見直しを行ってきた。表2に生活環境保全条例で規制等を行っている分野（Ⅰ～Ⅷ）及び主な制度を示す。

表1 生活環境保全条例及び国の関係法令年表

生活環境保全条例	国の関係法令（括弧内は制定年）
○(S46) 公害防止条例の制定	(S31) 工業用水法、(S37) ビル用水法 <sup>※1</sup> (S43) 大気汚染防止法、騒音規制法 (S45) 水質汚濁防止法 (S46) 悪臭防止法 (S48) 化審法 <sup>※2</sup> 、瀬戸内海環境保全特別措置法 (S51) 振動規制法
○(H6) 生活環境保全条例の制定	(H4) 自動車 NOx・PM法 <sup>※3</sup> (H11) 化管法 <sup>※4</sup> 、ダイオキシン類対策特別措置法 (H14) 土壌汚染対策法
・(H15 改正) 土壌汚染規制の導入	
・(H17 改正) 石綿規制の導入	
・(H19 改正) 化学物質管理制度の導入	
・(H19 改正) 流入車規制の導入	

※1 「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」の略称

※2 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の略称

※3 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の略称

※4 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称

表2 生活環境保全条例における分野及び主な制度

分野	主な制度	関係法令
I 大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場の規制</li> <li>石綿排出等作業の規制</li> <li>規制物質の横出し、届出対象施設の横出し、裾下げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法</li> <li>ダイオキシン類対策特別措置法</li> </ul>
II 自動車環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>流入車の規制</li> <li>アイドリングの規制（自動車の駐車時における原動機の停止）</li> <li>低公害車等の利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車 NOx・PM法</li> </ul>
III 悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外燃焼行為の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪臭防止法</li> </ul>
IV 水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場の規制</li> <li>届出対象施設の横出し、裾下げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止法</li> <li>瀬戸内海環境保全特別措置法</li> <li>ダイオキシン類対策特別措置法</li> </ul>
V 地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業に係る地下水採取の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水法</li> <li>ビル用水法</li> </ul>
VI 土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌汚染状況の調査契機、対象物質の横出し</li> <li>汚染の除去等の措置など指定区域に係る規制</li> <li>知事による自主調査等に関する指針の策定及び指導助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌汚染対策法</li> </ul>
VII 化学物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出対象物質の横出し</li> <li>化学物質の管理計画及び管理目標の届出の義務づけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化管法</li> <li>化審法</li> </ul>
VIII 騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場の規制</li> <li>特定建設作業の規制</li> <li>拡声機、カラオケ、深夜営業に対する規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音規制法</li> <li>振動規制法</li> </ul>

現条例の制定から25年が経過した現在において、条例等による取組みの結果、大気中の窒素酸化物や浮遊粒子状物質、河川における生物化学的酸素要求量などの環境基準は概ね達成している状況となるなど、府域における環境の状況は大幅に改善している。

一方で、大気中の光化学オキシダントや微小粒子状物質、海域における化学的酸素要求量については引き続き改善が必要であり、また騒音苦情については依然として多く発生しているなど、今後も対策を必要とする課題が残されている。

また、この間の社会経済活動や環境の状況の変化等により、現条例における規制内容が、環境負荷の程度に応じた適切なものになっているかの検証が必要な状況となっている。

これらを踏まえ、生活環境保全条例に基づく規制の現状、課題及びあり方検討における論点(案)について、分野別に整理する。以下に「IV 水質分野」について示す。

なお、水質分野以外の分野（I～III、V～VIII）については、別途、大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会において検討することとし、廃棄物・地球温暖化・自然環境保全分野については、別条例等により規定していることから、本条例に関する検討対象としないこととする。

## IV 水質分野

### 1 府内における法条例による規制の枠組み

#### (1) 水質規制の概要

大阪府における工場・事業場を対象とした公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する規制の概要を表IV-1に示す。

表IV-1：水質規制の概要

		水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法	生活環境保全条例
事前届出制		<p>○特定施設等を設置・変更しようとする者はあらかじめ（60日前まで）知事に届出が必要。知事は届出受理日から60日以内に限り計画の変更等を命令できる。</p> <p>○対象施設 特定施設（1～74号）、有害物質貯蔵指定施設 ※日最大排水量50m<sup>3</sup>以上の特定事業場は、瀬戸内海環境保全特別措置法により許可制</p>	<p>○法と同様の事前届出制</p> <p>○対象施設 届出施設（1～15号） ※特定施設以外の施設を横出し ※特定事業場内に設置される施設を除く。</p>
通常時の規制	濃度規制	<p>○排出水の排出の制限 排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。</p> <p>・法に基づく全国一律の排水基準 有害物質：28物質、生活環境項目：15項目</p> <p>・大阪府では上乗せ条例により、全国一律の排水基準より厳しい基準を設定 &lt;有害物質&gt; 上水道水源地域等 &lt;生活環境項目&gt; 適用対象事業場の規模を法定の日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の事業場から30m<sup>3</sup>以上に裾下げし、地域、業種、日平均排水量、設置時期の区分により、より厳しい基準を設定</p>	<p>○排出水の排出の制限</p> <p>・上乗せ排水基準と同等の排水基準を適用</p> <p>・生活環境項目については、15項目に加え「色又は臭気」を設定 （「放流先で支障を来たすような色又は臭気を帯びていないこと。」）</p> <p>・「色又は臭気」については、法対象事業場にも適用</p>
	総量規制	<p>総量規制基準（COD、窒素含有量、りん含有量）の遵守義務</p> <p>※日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用</p>	<p>総量削減指導の規定あり</p>
	地下水汚染対策	<p>○構造基準等の遵守義務（有害物質使用特定施設等）</p> <p>○特定地下浸透水の浸透の禁止（特定事業場）</p>	<p>○有害物質を含む地下浸透水の浸透の禁止（届出事業場）</p>
事故時の措置		<p>特定施設等の破損その他の事故時に応急措置を講ずるとともに、概要を知事に届出（対象事業場）特定施設、指定施設、貯油施設を設置する事業場</p>	<p>特定施設等の破損その他の事故時に応急措置を講ずるとともに、概要を知事に届出（対象事業場）特定施設、届出施設を設置する事業場</p>

## 2 府内における環境の状況

### (1) 公共用水域に係る水質の状況

#### ①河川

##### ア. 健康項目 (27 項目)

平成 21 年度から平成 30 年度までの河川の健康項目の環境基準達成状況を表IV-2 に示す。

ほう素は、環境基準未達成地点が多い状態が続いているが、ほとんどが海水や地質由来の自然要因である。

表IV-2 河川の健康項目の環境基準達成状況

年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	計
調査地点数	144	144	144	144	144	139	139	139	139	139	1415
環境基準達成地点数	136	134	136	134	134	135	128	129	132	131	1329
環境基準達成率(%)	94.4	93.1	94.4	93.1	93.1	97.1	92.1	92.8	95.0	94.2	—
基準を達成しなかった項目及びその地点数※	鉛	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	砒素	1	0	0	1	1	0	0	0	0	3
	ジクロロメタン	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	ふっ素	0	0	1	0	1	0	0	1	0	3
	ほう素	7	9	8	9	9	4	10	10	7	8

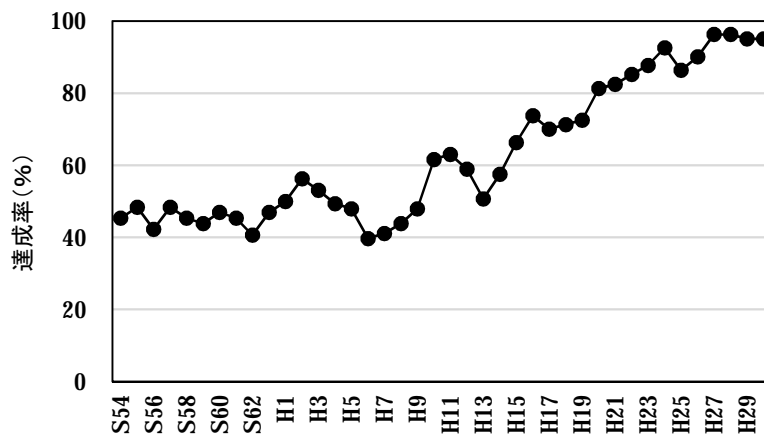
(注)※:同一地点で複数の項目が基準を達成しなかった年度があります。

##### イ. 生活環境項目

##### (ア) 生物化学的酸素要求量

河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準達成状況を図IV-1 に示す。平成 30 年度の環境基準の達成率は 95.1%であり、類型が指定されている 81 水域のうち 77 水域で達成している。

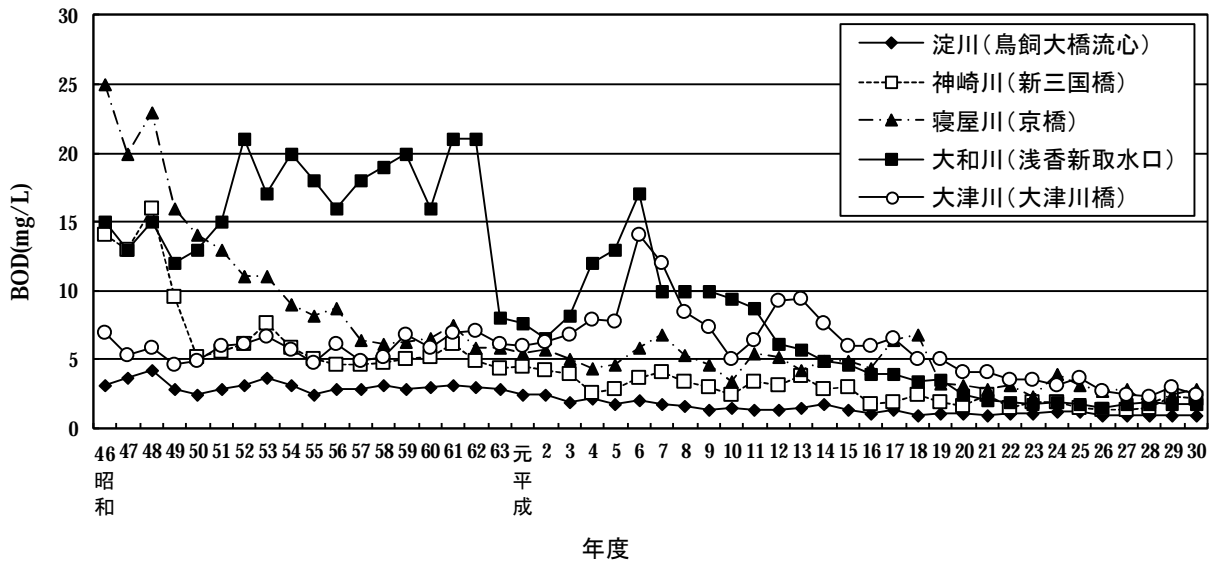
主要な河川の BOD の経年変化を見ると、長期的な傾向として、いずれも河川も濃度が低下している (図IV-2)。



	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
河川BOD	45.3	48.4	42.2	48.4	45.3	43.8	46.9	45.3	40.6	46.9	50.0	56.3	53.1	49.3	47.9	39.7	41.1	43.8	47.9	61.6

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
河川BOD	63.0	58.9	50.7	57.5	66.3	73.8	70.0	71.3	72.5	81.3	82.5	85.2	87.7	92.6	86.4	90.1	96.3	96.3	95.1	95.1

図IV-1 環境基準 (BOD) の達成状況



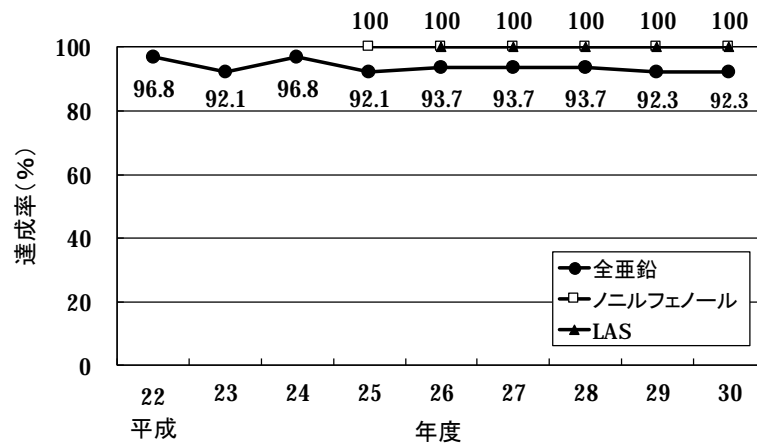
図IV-2 主要河川のBOD年平均値の経年変化

(イ) 水生生物の保全に係る項目

水生生物の保全に係る項目の環境基準達成状況を図IV-3に示す。

全亜鉛については、平成30年度の環境基準達成率は92.3%（水生生物の保全に係る類型が指定されている65水域のうち60水域で達成）であり、平成22年度以降、毎年90%以上で推移している（図IV-3）。

また、平成24年度に環境基準が設定されたノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム及びその塩（LAS）については、測定を開始した年度以降65水域全域で環境基準を達成している（図IV-3）。



図IV-3 環境基準（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）の達成状況

②海域

ア. 健康項目（25項目）

昭和47年度の測定開始以来、兵庫県域を含め全ての地点で環境基準を達成している。

イ. 生活環境項目

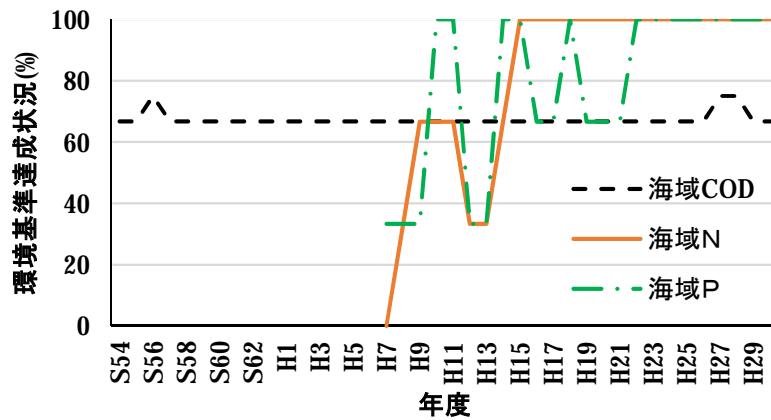
(ア) 化学的酸素要求量、全窒素及び全りん

海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量 (COD)、富栄養化の主要な原因物質とされている全窒素、全りんの環境基準達成状況を図IV-4に示す。

平成30年度のCODの環境基準達成率は66.7%であり、長期的に横ばい傾向で推移している。海域における富栄養化の主要な原因物質である全窒素 (T-N)、全りん (T-P) の環境基準は、平成30年度では全地点で達成していた。

CODの全層 (表層及び底層) の年平均値の経年変化を見ると、長期的には緩やかな改善又は横ばいの傾向が見られる (図IV-5)。

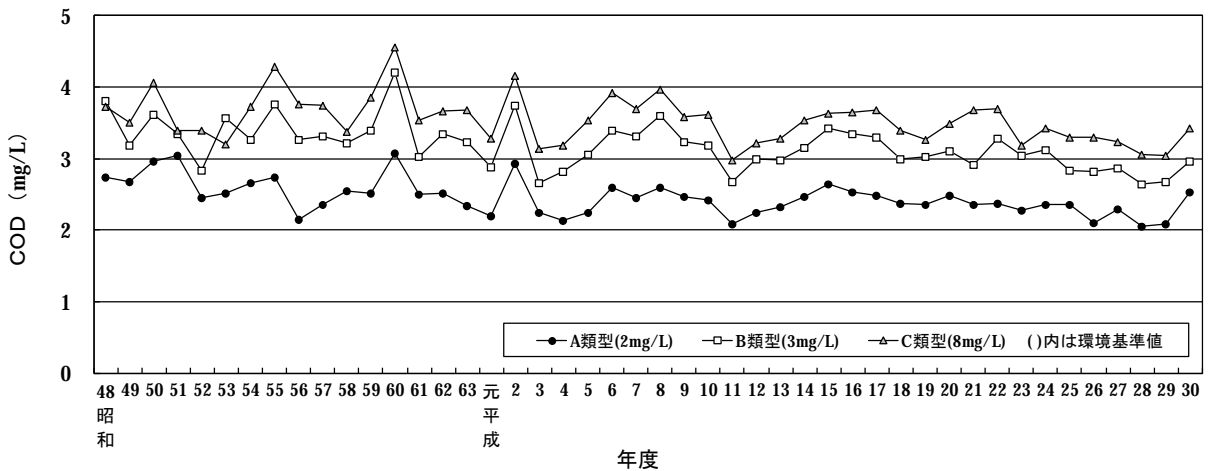
全窒素、全りんの表層年平均値の経年変化を見ると、いずれも近年概ね減少傾向である (図IV-6、IV-7)。



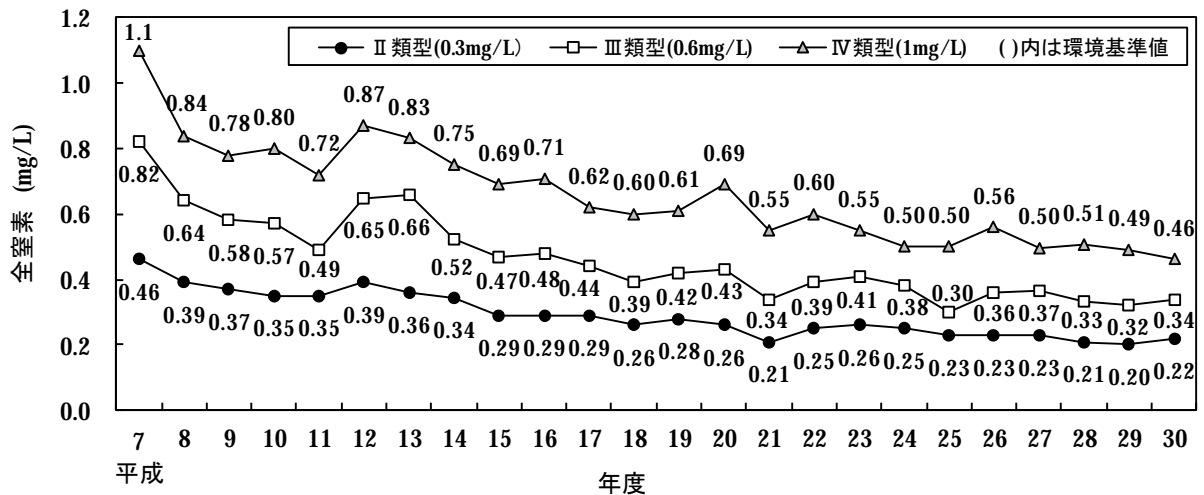
	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	
海域COD	66.7	66.7	75	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7
海域T-N																		0	33.3	66.7	66.7
海域T-P																		33.3	33.3	33.3	100

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
海域COD	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	75	75	66.7	66.7
海域T-N	66.7	33.3	33.3	66.7	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
海域T-P	100	33.3	33.3	100	100	66.7	66.7	100	66.7	66.7	66.7	100	100	100	100	100	100	100	100	100

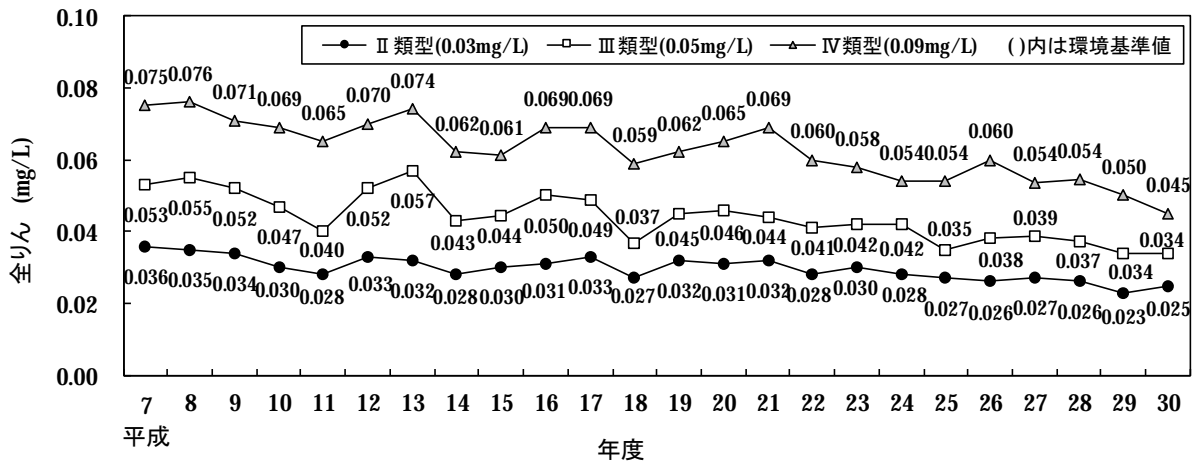
図IV-4 海域のCOD、全窒素及び全りんの環境基準達成状況



図IV-5 大阪湾のCODの経年変化 (兵庫県域を含む全層年平均値)



図IV-6 大阪湾の全窒素の経年変化 (兵庫地域を含む表層年平均値)



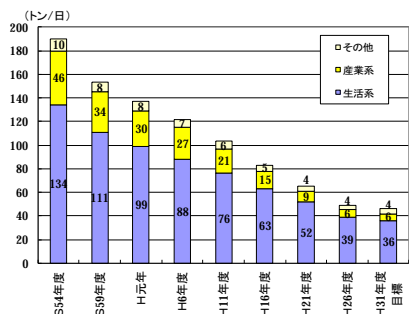
図IV-7 大阪湾の全りんの経年変化 (兵庫地域を含む表層年平均値)

(イ) 水生生物の保全に係る項目

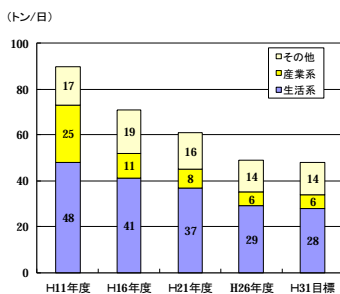
水生生物の保全に係る項目 (全亜鉛、ノニルフェノール及び LAS) については、全測定地点で年平均値が環境基準値を満足している。

(2) COD、T-N 及 T-P の発生負荷量の推移

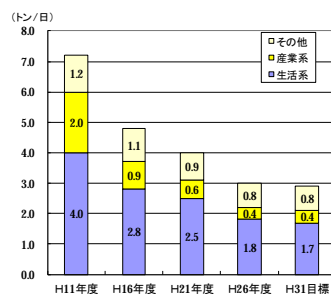
大阪府域における COD、T-N 及び T-P の発生負荷量の推移を図IV-8 に示す。いずれの項目も発生負荷量は減少傾向にある。



COD発生負荷量の推移



T-N発生負荷量の推移



T-P発生負荷量の推移

(注)「H31 目標」は、大阪府の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」における削減目標量を参考に示したものの。

図IV-8 COD、T-N及びT-Pの発生負荷量(大阪府域)の推移

### (3)異常水質発生状況

公共用水域において、事故などによる有害物質等の流出、魚類のへい死、油膜・着色・濁りなどの異常水質が発生したときは、関係機関と連携し、原因究明、原因者への指導、被害の拡大防止等について必要な措置を講じている。

平成21年度から平成30年度の大阪府内の異常水質発生件数を表IV-3に示す。年間数十件の異常水質が発生している。

表IV-3 大阪府域における異常水質発生件数(H21年度～H30年度)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
魚へい死	11	11	8	11	11	23	6	6	15	15
油流出	39	29	24	24	22	29	13	31	33	25
汚濁	34	17	17	12	25	13	7	23	13	14
合計	84	57	49	47	58	65	26	60	61	54

## 3 施行状況及び課題について

### (1)法条例に基づく届出・申請状況

法条例に基づく特定(届出)施設については、新たに設置する場合や構造等を変更する場合には、事業者は知事に対し、事前の届出(瀬戸内海環境保全特別措置法の対象事業場は許可申請)を行う必要がある。また、代表者の変更や特定(届出)施設の承継等、事後の届出が必要な事項が定められている。大阪府域における平成29年度の届出・申請状況を表IV-4に示す。



表IV-4 法条例に基づく届出・申請状況（平成29年度実績）

所管行政	法条例区分	瀬戸内海環境 保全特別措置法	水質汚濁 防止法	生活環境 保全条例
		届出・申請件数	139	994
大阪府		83	194	20
政令市	指定都市・中核市（6市 <sup>※1</sup> ）	56	692	42
	施行時特例市（5市 <sup>※2</sup> ）	(10)		
権限移譲市町村（17市町村 <sup>※3</sup> ）		(24)	108	5

（注）本表は、立入検査等の事務を所管する行政機関別に整理している。なお、表中の（ ）は、届出・申請に係る審査を大阪府が行っているものであり、83件の内数である。

※1 平成29年度時点で計6市。平成30年度より7市。

※2 平成29年度時点で計5市。平成30年度より4市。

※3 平成29年度時点で計17市町村。平成30年度より18市町村。

## (2) 法条例対象事業場数

上記（1）の届出・申請が提出されている、平成29年度末時点での大阪府域における法条例対象事業場数を表IV-5に示す。

表IV-5 大阪府域における法条例対象事業場数（平成29年度末）

所管行政	法条例区分	瀬戸内海環境 保全特別措置法		水質汚濁防止法		生活環境 保全条例	
		構造基準 対象事業場		構造基準 対象事業場		有害物質 の使用等	
対象事業場数		270	74	4,136	1,515	310	26
大阪府		89	17	834	147	57	7
政令市（11市）		116	45	2,459	1,247	167	17
権限移譲市町村 （17市町村 <sup>※</sup> ）		65	12	843	121	86	2

（注）本表は、立入検査等の事務を所管する行政機関別に整理している。

※ 平成29年度時点で計17市町村。平成30年度より18市町村。

## (3) 届出施設の設置状況

生活環境保全条例に基づく届出施設の設置状況を確認した結果、29種類の届出施設のうち、「プラスチック製品製造業の用に供する混合施設」他3種類の対象施設は平成29年度末時点で設置されておらず、また、過去にも設置された実績がない（表IV-6）。

表IV－6 生活環境保全条例に基づく届出施設の施設数・事業場数（平成29年度末）

号	業種	届出施設	施設数	事業場数
1	畜産農業	牛房施設	4	4
2	食料品製造業	イ 洗浄施設	216	45
		ロ 混合施設	414	57
		ハ 摩砕施設	14	7
3	パルプ・紙・紙加工品製造業	コルゲートマシン	13	12
4	化学工業	イ 洗浄施設	225	14
		ロ 反応施設	138	19
		ハ 分離施設	31	5
		ニ 混合施設	649	59
5	石油製品・石炭製品製造業	イ 分離施設	8	6
		ロ アスファルトプラント	10	9
6	プラスチック製品製造業	混合施設	0	0
7	窯業・土石製品製造業	イ 研磨施設	33	8
		ロ 洗浄施設	16	10
		ハ 混合施設	19	10
		ニ 成型施設	6	3
		ホ 薬品処理施設	0	0
8	鉄鋼業	イ 溶融めっき施設	0	0
		ロ 廃ガス洗浄施設	5	2
9	非鉄金属製造業	洗浄施設	49	1
10	金属製品製造業又は機械器具製造業	イ 洗浄施設	52	26
		ロ 溶融めっき施設	7	1
		ハ 湿式集じん施設	6	4
11	水道施設のうち浄水施設	イ 沈殿施設	30	19
		ロ ろ過施設	103	45
12	共同調理場	ちゅう房施設	5	5
13	弁当仕出屋・弁当製造業	ちゅう房施設	10	10
14	産業廃棄物処理施設		6	4
15	届出事業場から排出される水の処理施設		0	0

#### (4) 立入検査状況

法条例の対象事業場に対しては、立入検査により、届出対象施設、排水処理施設等の確認や採水検査による排水基準の遵守状況、構造基準の遵守状況、法条例で定められた排出水の汚染状態の測定及び記録の義務、定期点検及び記録の義務の履行状況等について確認し、必要な指導を行っている。平成29年度に実施した立入検査状況を表IV－7に示す。

表IV－7 法条例対象事業場に対する立入検査状況(平成29年度)

所管行政	区分	立入検査事業場数	
		採水検査	改善指導
立入検査事業場数		2,495	70
大阪府		680	20
政令市(11市)		1,536	27
権限移譲市町村(17市町村※)		279	23

(注) 本表は、立入検査等の事務を所管する行政機関別に整理している。

※ 平成29年度時点で計17市町村。平成30年度より18市町村。

## (5)排水基準違反に対する指導について

立入検査時に行政が採水検査を実施した結果、排水基準違反が確認された場合、事業者に対して改善指導を行い、是正につなげている。

大阪府（環境農林水産部所管分）による採水検査の結果、排水基準違反が確認された件数を表IV－8に示す。

表IV－8 排水基準違反件数及び基準超過項目

年度	H25	H26	H27	H28	H29
排水基準違反件数	28	36	13	28	16
超過項目	pH、BOD、COD、SS、油分、Zn、大腸菌群数、T-N、T-P、Pb、F	pH、BOD、COD、SS、油分、Zn、大腸菌群数、Pb、B、1,4-ジオキサン	pH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、T-N、T-P	pH、BOD、COD、SS、油分、Zn、大腸菌群数、F	pH、BOD、COD、SS、Zn、大腸菌群数、T-P、Pb、Cr <sup>6+</sup> 、F、アンモニア等

排水基準については、生活環境保全条例により「色又は臭気」の項目を横出ししているが、事業場排水の色又は臭気の状態が通常時と比べて悪い場合には、BOD、CODやSS等の生活環境項目の排水基準を超過していることが多く、超過項目の排水基準の遵守を指導することで、色又は臭気の改善が図られている。

なお、特定施設の破損その他の事故に起因して、着色水の流出が生じた場合などは、事故時の措置を講じるよう指導している。

## (6)事故時の措置について

特定施設等の破損その他の事故により、法条例に定める「事故時の措置」を当該事業場の設置者が講じる必要がある事案が生じた場合、応急措置及び恒久措置等の実施を指導するとともに、法条例に基づく事故状況届出書の提出を指導している。

事故状況届出件数は表IV－9に示すとおりである。また、異常水質発生件数を同表に併せて示す。（同届出書は、特定施設の破損等の事故による汚水の流出が事業場内でとどまり、異常水質に至っていない場合であっても提出される場合がある。）

なお、法条例に定める事故時の措置の対象外の事業場であっても、必要に応じ、行政指導によって応急の措置や報告を求めており、事業者は行政指導に対応している。

表IV-9 大阪府域における異常水質発生件数及び事故状況届出件数（H25年度～H29年度）

	H25	H26	H27	H28	H29
異常水質発生件数	58	65	26	60	61
事故状況届出件数	4	18	11	4	11
水質汚濁防止法第14条の2第1項（特定施設）	1	8	3	2	3
水質汚濁防止法第14条の2第2項（指定施設）	0	0	0	0	1
水質汚濁防止法第14条の2第3項（貯油施設）	2	8	6	2	4
生活環境保全条例 第64条第1項	1	2	2	0	3

異常水質事案のうち原因が判明しているのは4割程度であり、特に法条例の事故時の措置の対象事業場が原因であると特定されたのは1割程度である（表IV-10）。

表IV-10 大阪府域における異常水質の原因（H21年度～H30年度）

異常水質事案の原因	件数	割合
不明	323	58%
法条例に基づく事故時の措置対象事業場	74	13%
その他事業場	34	6%
自動車・船舶事故	46	8%
自然現象等	30	5%
工事	27	5%
不法投棄	14	2%
その他	13	2%
合計	561	

## (7) その他の現行制度の課題

その他の現行制度の課題については以下のとおりである。

- ・ 平成13年の水質汚濁防止法施行令等改正により、水質総量削減制度の対象項目に、従前のCODに加え窒素含有量及びりん含有量が指定されたことにより、水質汚濁防止法第13条の4の規定に基づき、生活環境保全条例第65条の規定とほぼ同等の指導等が可能となっている。

### 参考

生活環境保全条例第65条は、同条例制定時に、瀬戸内海環境保全特別措置法によるCODの総量規制及びりん（当時。現在はりん及び窒素が対象。）の削減指導等に係る規定を踏まえ、生活環境項目のうち汚濁負荷量の総量を削減する必要があると認める項目（COD、窒素、りん等）に係る総量削減指導等が実施できるよう規定を設けたものである。

#### 4 論点(案)について

論点(案)については以下のとおりである。

- ・ 本条例施行以降、届出実績のない施設を引き続き届出対象施設として位置付けておく必要性
- ・ 他の生活環境項目の排水基準超過に伴う改善指導により改善される場合の多い「色又は臭気」を引き続き排水基準項目に位置付けておく必要性
- ・ 公共用水域における異常水質事案の対応として、現在の事故時の措置の対象の妥当性
- ・ 水質汚濁防止法等に基づく水質総量削減制度が平成 13 年に改正され、COD に加えて窒素含有量及びりん含有量が対象項目に追加されており、条例における総量削減指導等の規定（第 65 条）を引き続き維持する必要性